

第百六十一回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 七 号

平成十六年十一月十七日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 松下 忠洋君

理事 木村 隆秀君

理事 増田 敏男君

理事 宇佐美 登君

理事 玉置 一弥君

大村 秀章君

木村 勉君

砂田 圭佑君

土屋 品子君

萩野 浩基君

宮澤 洋一君

石毛 鏝子君

市村浩一郎君

今野 東君

牧野 聖修君

松本 大輔君

東 順治君

内閣府大臣政務官

政府参考人

(内閣官房内閣参事官)

政府参考人

(内閣府大臣官房長)

政府参考人

(警察庁長官官房総括

審議官)

政府参考人

(法務省大臣官房審議

官)

政府参考人

(財務省主計局次長)

政府参考人

(厚生労働省政策統括

官)

内閣委員会専門員

委員の異動
十一月十七日

辞任

江渡 聡徳君

佐藤 剛男君

石毛 鏝子君

泉 房徳君

藤田 一枝君

太田 昭宏君

同日

辞任

砂田 圭佑君

渡辺 具能君

松野 信夫君

松本 大輔君

山花 郁夫君

東 順治君

同日

辞任

田中 和徳君

補欠選任

佐藤 剛男君

十一月十六日

防犯ボランティアの必要経費の支援に関する請願

願小泉龍司君紹介(第一六一号)

同土屋品子君紹介(第一六二号)

同中野清君紹介(第一七〇号)

同山口泰明君紹介(第一八〇号)

同大野松茂君紹介(第二三三三号)

同三ッ林隆志君紹介(第二五七号)

憲法の改悪反対に関する請願(山口富男君紹介)

(第一七九号)

憲法改悪反対、九条を守ることに関する請願

(塩川鉄也君紹介)(第二八四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

内閣の重要政策に関する件

犯罪被害者等基本法案起草の件

○松下委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件について調査を進め

ます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣

官房内閣参事官鈴木基久君、内閣府大臣官房長永

谷安賢君、警察庁長官官房総括審議官片桐裕君、

法務省大臣官房審議官河村博君、財務省主計局次

長松元崇君及び厚生労働省政策統括官太田俊明君

の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じま

す。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松下委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○松下委員長 犯罪被害者等基本法案起草の件に

ついて議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において

協議いたしました結果、お手元に配付いたしまし

たとりの起草案を得た次第であります。

この際、本起草案の趣旨及び内容について、私

から御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げ

ます。

安全で安心して暮らせる社会を実現すること

は、国民すべての願いであるとともに、国の重要

な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止

するためのたゆみない努力が重ねられてきました

が、この際の犯罪等の「等」はこれに準ずる心身に

有害な影響を及ぼす行為ということでございま

す、近年、さまざまな犯罪等が後を絶たず、それ

らに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、この

「等」は家族または遺族のことでございます。これ

までその権利が尊重されてきたとは言いがたいば

かりか、十分な支援を受けられず、社会において

孤立すること余儀なくされてきました。

そこで、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、本起草案を提案することとした次第であります。

次に、本起草案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、この際の国等の「等」は地方公共団体、国民ということでございます。犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、この際の「等」は犯罪被害者等施策推進会議の設置のことでございまして、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることとしております。

第二に、基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助及び給付金制度の充実等について定めることとしております。この際の充実等の「等」は、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定の意図でございます。

第三に、内閣府に、犯罪被害者等基本計画の案を作成すること等のため、この際の「等」は、犯罪被害者等の施策に関する重要事項についての審議、施策実施の推進、状況の検証・評価・監視のことでございます。犯罪被害者等施策推進会議を置くこととし、会長は、内閣府長官をもって充てること、委員は、内閣府長官の指定する国務大臣及び犯罪被害者等の支援等に関し、この際の「等」は刑事手続の意図でございます。すぐれた識

見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者としております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

犯罪被害者等基本法案

〔本号末尾に掲載〕

○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。

的な政策で事足りるという向きもないわけではありませんが、そうではなくて、しっかりとした権利、これを定めている、この点はかなり前進ではないかというふうに考えております。

もちろん、犯罪被害者等には例えば告訴の権利があるわけですが、とてもとてもこれだけでは十分ではないわけでありまして。

そこで、この権利性をより今後とも充実していかなければならないし、また、福祉政策的な面においても、被害者の権利というものをしっかりとらえた上で政策に反映をしていかなければならない、こういうふうな考えているところであります。

そこで、まず、厚生労働省の方にお伺いをしたいと思っております。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

は、やむを得ず離職して新たに仕事を探している方につきましては、ハローワークにおきまして求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行うなど、医療、福祉、安全面あるいは雇用面の施策を行ってきたところでございます。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

付金の支給対象の拡大等の措置が設けられたというところでございます。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

○松野(信)委員 次に、警察庁の方にお伺いをしたいと思っております。

とか、その御遺族の方々が直接公判で被害に関する心情などを訴えたいという思いは十分理解できるところでございます。平成十二年の刑事訴訟法改正によりまして、被害者等が公判廷において被害に関する心情その他の意見を陳述できる制度の法整備を行っていただいたところでございます。

これに加えまして、先生御指摘の犯罪被害者の方、あるいは遺族の方々が刑事手続に参加するというところでございますけれども、これが検察官から独立いたしまして訴訟活動を行うような制度ということになりますと、刑事訴訟法の基本構造にかかわるものでございまして、慎重に検討すべきものと考えておるわけでございます。

しかし、被害者が刑事手続に適切に関与することができるようになるため、現行制度に加えましてさらにどのような施策があり得るかということにつきまして、現在、法務省内に研究会を設けてまして、幅広い観点から調査研究を進めているところでございまして、今後、このような調査研究の結果などを踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○松野信委員 犯罪被害者の方々が刑事手続にどういふふうな形で関与できるのか、これは大変重要な問題かと思えます。現在は、今お話しただきましたように、意見陳述という形でそれは実現できているわけですが、さらに進んで証人に対する質問、あるいは刑事被告人に対する質問、そういうようなところまでの権利を認めるかどうか、これは私も、なかなか、今の刑事訴訟法の構造からすると、率直に言うに難しい問題があるうかというふうに思っております。

もう言うまでもなく、今の刑事訴訟手続というのは当事者訴訟構造というふうな形になって、検察官そして弁護士が法廷でやりとりをする、それを中立公正な裁判官が見た上で判断する、こういうような三角形の構造になっているわけで、ここに被害者の方をどういふ形で入っていただくのが最も適切なのか、これは訴訟構造にもかかわる問題で

すし、また、被告人は被告人の無罪推定等のいろいろな権利があるわけですから、その辺のバランスも踏まえた上で、これは十分慎重に検討していただかなきゃいけないというふうに思っております。

今、御答弁がありましたように、検察庁としても、この問題はこの問題として大変重要な問題だ、こういう認識を持っておられるようで、部内で慎重に検討するという答弁がありましたので、ぜひ、検討を鋭意進めていただくということでお願いをしたい、このように思っております。

率直に申し上げると、犯罪被害者の人たちの意見、これをさまざまお聞きしますと、法廷の中で被告人が言いたい放題言つて、ある意味では犯罪被害者の気持ちを逆なでするようなところでもないわけではない、そういうものに大変苦しめられるというふうな声を私も聞いておるわけでございまして。刑事訴訟構造との関係でどういふふうに位置づけるか、ぜひ、慎重に検討をお願いしたいというふうに思っております。

それから、続いて、犯罪被害者の人たちに對する情報の提供、これまで大変重要なことであろうかと思えます。現在でも、警察、検察それぞれに、犯罪の被害者の人たちに對しては一定の情報を提供する、サービスとして提供するというふうになっているかと思えます。これはこれで行われているかと思えます。

その実態について、よければ、警察そして検察庁の方から、どういふふうな情報を被害者の人たちに現在提供しているのか、お答えいただければと思えます。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

私も、平成八年二月に、犯罪被害者対策要綱というものを制定しまして、その中で、被害者への情報提供についても規定をいたしております。例えば、その中で規定をしておりますのは、刑事手続の流れ等を記載しました「被害者の手引」というものを配布したり、また、警察署等に被害者連絡担当者というものを指定しまして、随時、被害者

者に対して捜査状況等の情報提供を行っているということをやっております。

○松野(信)委員 では、検察の方も。

○河村政府参考人 お答えいたします。

法務省におきましては、検察庁の方から被害者の方々に對しまして処分結果を通知させていただいたりしておりますほか、支援員による捜査の情報提供その他、パンフレットやホームページを作成させていただいているところでございます。

○松野(信)委員 今、法務省は法務省、警察庁は警察庁で、それぞれ、被害者の人たちに對して情報の提供を行っている、こういうお話がありました。しかし、私が見ているところでは、必ずしも連携された、統一的な形で情報の提供がなされていないのではないかと、こういう気がしてなりません。

例えば、警察庁は警察庁で、これはあります。が、「警察による犯罪被害者支援」という、なかなか立派なパンフレットをおつくりになつていらつしやる。ところが、中身を見ますと、これはある程度やむを得ないところがあるかもしれません。警察庁がやっている犯罪被害者に対する支援はこうだあ、という、それは載っているわけですが、警察庁は警察庁で犯罪被害者対策室というのを設けてやつておられるわけで、それはそれで結構なんですけれども、例えば、これを見ますと、いわゆる犯給制度、犯罪被害者給付制度をやっているとか、あるいは指定被害者支援要員制度、そういうような要員を設けてやつていっているとか、そういうことは載せておられます。

他方、検察庁は検察庁でまた同じようなパンフレットをつくつておられます。「犯罪被害者の方々へ 被害者保護と支援のための制度について」ということで、パンフレットをつくつておられる。

この中身を見ますと、検察庁というものが刑事手続にどうかかわっているのか、捜査段階、そして公判段階で被害者をどういふふうに支援しているのか、こういうくだりが書いてはあるんです。

しかし、例えば犯罪被害者給付金制度については何ら触れていない。これは、検察庁は、給付金制度については自分の所管ではないからということとでパンフレットには載せていないのかも知れませんが、しかし、考えてみると、犯罪の被害者というのは、言うなら一人であるわけですから。お役所は幾つもある。ほかに、例えば先ほど御説明いただきましたように、厚生労働省は厚生労働省の役割でちゃんとやっています、こういうお話です。

私は、もう少し、やはり犯罪被害者は一人であるわけですから、検察庁にも行かなきゃいけない、警察にも行かなきゃいけない、また厚生労働省の施策の方にも対応しなきゃいけないということとで、どうも少し振り回されるというのか、ばらばらになっている、そういう向きがあるのではないかと、こういう印象を持っております。

そうした中で、今回の基本法案では、犯罪被害者等施策推進会議というのが、第三章以下、これは内閣府にできました。第二十四条以下、内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議というものを置くということで、会長以下十人の委員で組織されて、会長は内閣官房長官だ、こういうような組織が新しく設置をされるということになります。

私は、この点は高く評価をしていいのではないかと。今まで、とすると、それぞれの省庁がそれぞれにパンフレットをつくつたり、被害者に対応していたというものが、もう少し統一的な形で被害者に対して接することができるようになるかなと。ぜひ、そういうような形で、統一的な対応を進めていただければというふうに思います。

この点については、まだ内閣府に犯罪被害者等施策推進会議というのができておりませんが、ここに答弁を求めるわけにはまいりませんが、きょうおいでいただいたところの代表として、法務省あたりに、ぜひ、ばらばらの対応ではなくて、できるだけ各省庁連携をとった対応を被害者の方にさせていただきたい、こういう思いも込め

て、法務省に答弁をお願いしたいと思ひます。
○河村政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の点につきましては、法務省といいたしましても、被害者に対する情報提供に關してどのような連携ができるかも含めまして、関係省庁と十分協議しながら検討していきたいと考えております。

○松野信委員 ぜひ検討していただいて、せっかく新しい基本法ができて、新しい組織もできるわけですので、ばらばらな対応でない、被害者の人たちに對する温かい対応をしていただきたい、こういうふうに思っております。

先ほどもちよとお見せしました、警察庁は警察庁のパンフレットというのではなくて、できれば統一な形で、犯罪被害者の人たちがこれを見れば、大体国の施策が、どの省庁はどういうことをしてくる、どこでどういうふうな対応をしてくれるというのが一目瞭然とわかるような、そういうパンフレットの作成など、ぜひお願いをしたいというふうに思ひます。

そういうことを最後にお願いいたしまして、時間になりましたので、私の発言を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山下委員 次は、山花郁夫君。

○山花委員 民主党・無所属クラブの山花郁夫でございます。

本日は、犯罪被害者基本法案の審議ということでございますけれども、かつて我が民主党といいたしましても、北村哲男先生と細川律夫先生で、ほぼ同じ内容の法案を提出いたしました。二〇〇〇年総選挙の後に、党の方で犯罪被害者についてのプロジェクトチームをつくりまして、細川さんが座長で、私が事務局を務めさせていただきまして、そのときにほぼこういった内容の法案を提出させていただきまして。

あのときに、危険運転致死傷罪を特別法でつくるといふのも提出をいたしまして、結局本会議で否決をされて、その後、特別法ではなくて刑

法改正という形で法務省から提案がなされました、もちろん趣旨については賛成でありましたので、そういう形で成立してきたわけでありまして、願わくは、もっと早くこの法案もこういう形で処理がされていければなという思いもございまして、先ほど私どもが提案をしていたものに、一歩前進するような形で趣旨の御説明がありましたことは大変喜ばしく思っております。

ところで、その上で、この法案、この法案というか前に提出をいたしました法案については、既に百五十一国会で当委員会が質疑をさせていただいておりますけれども、改めて日本政府の対応について確認をしたいことがございます。

一九八五年八月、イタリアのミラノで開催されました犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第七回国際連合会議というものがあります。犯罪及び権力濫用の被害者に関する司法の基本原則の宣言というタイトルの決議案が採択をされております。いわゆる国連被害者宣言あるいは犯罪及びパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言と呼ばれているものでございます。

この決議に当たっては、日本の政府として、各国の意見の一致に向けて努力を払ったというふううに承知をいたしております。政府を代表してということになると外務省なんでしょうけれども、具体的に事務局として動かれたのは法務省であると承知をいたしております。

法務省、この点について、かつて第四百七十七国会で、白井法務大臣のころですけれども、「同国連犯罪防止会議におきましては、三十二に上る多数の決議が採択されたわけですが、我が国は、同宣言の決議を重要な決議の一つと評価いたしまして、各国の意見の一致に向けて努力を払ったものと承知をいたしております。同国連犯罪防止会議におきまして、我が国を含む各国が意見の一致に向けて努力を払った結果、我が国を含む参加国の全会一致で採択されたものと承知をいたしております。」と答弁をされておりますけれども、この点、改めて確認をしたいと思ひます。

日本政府は、そういった形で全体をリードするというか、取りまとめのために大変努力をされたというところで間違いのないですね。

○河村政府参考人 御指摘の宣言は、一九八五年八月から九月に開催されました第七回国連犯罪防止会議において採択され、さらに同年十一月の国連総会において採択されたものと承知いたしておりますが、この決議の採択に当たりまして、先生御指摘のとおり努力を払ったものと承知しております。

○山花委員 つまりは、日本政府として、こういうことはぜひやろうということでも今まで努力をされてきているわけでありまして、法務大臣のもとには何度か、犯罪被害者のことについてもしっかりと検討していただきたい旨申し上げたり、あるいは委員会の場で申し上げてまいりましたけれども、そういった形で努力をされてきているわけでありまして、今回、今の段階では法案でありますけれども、この法律が施行された折には、法務省は特にと申し上げたいですが、政府全体としてしっかりと施策に当たっては取り組みをしていただきたいと思う次第でございます。

ところで、警察庁にお伺いをいたします。

これは一九九六年の五月ですけれども、国連の犯罪防止司法委員会の第五回会合ということで、国連の犯罪被害者宣言の活用及び適用についてのマニュアルを作成する、こういった決議案が採択をされて、国連の専門家グループによって国連被害者宣言実施のための政策立案向けガイド並びに国連被害者宣言の活用及び適用のための被害者をめぐる司法に関するハンドブックというものを作成をされております。

これを受けまして、ハンドブックなどもつくられたようですけれども、現在警察庁として、例えば被害者のための手引などを作成されていると承知をいたしておりますが、まず、全体として、犯罪被害者、先ほど同僚の松野委員からも指摘がございましたけれども、第一次的に被害者の方が接する機会というのは警察がほとんどで、時には医

療機関でというケースもあるかもしれませんが、けれども、そういうことだと思ひます。こういったことについて、全体的にどういった取り組みをされてきたでしょうか。また、今後全体としてどういった取り組みをしたいという所信があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のハンドブックは、被害者のための司法のハンドブックというものでございまして、これも御指摘のあったように、一九八五年に国連総会で採択された宣言を受けて、これを実行に移すために一九八八年に国連犯罪防止刑事司法委員会に提出されたというものでございます。

これにつきましては、警察庁は早速その翻訳をいたしまして、関係都道府県警察に配付をし、被害者支援に関する学校での教育とか職場での教育に際してこれを活用するというのをいたしております。また、関係の機関、団体にも配付をして広く周知に努めたというところでございます。

現在、このハンドブック、残部が余りないようでございますけれども、その中身につきましては引き続き、そうした学校での教育でありますとか職場での教育でありますとか、また関係機関との連携に際して活用しているという状況でございます。

○山花委員 もう随分そのころから時も経過をいたしておりますので、場合によってはバージョンアップも必要かもしれません。当時、例えばDVであるとかストーカーなどは、またそういう防止法なども成立をしない時期のものでございまして、これは要望ですけれども、そういったものも含めて改訂作業などを行っていただければと思ひます。

ところで、九〇年代に入りまして、犯罪の被害者についてということで、各国でも議論が非常に盛んになりました。例えば、アメリカの多くの州であるとかドイツでは、憲法そのものに国家の保護義務が規定をされておりますし、アメリカでは、九八年までに、すべての州で被害者権利章典

が制定をされております。二十九の州では憲法上の規定でそういった権利が与えられている。

イギリスでは、九〇年に政府が被害者憲章、そして九六年には新被害者憲章を発表しております。この憲章というのは、刑事司法機関や犯罪被害者援助機構等の実務規範というふうになっておりまして、事実上の規範力、拘束力というのを持っております。イギリスでは、被害者補償制度、これが大変充実をしております、このことについても大変有名で、いろいろな研究書でも、清和法学で奥村先生であるとか、あるいは産大法学で、これも奥村先生ですね、こういう方が発表されたりしております。

オランダでは、九五年に、被害者支援法などによりまして刑事手続や支援組織との連携を深めて、被害者に対してさまざまな救済のプログラムを実施しております。

また、欧米諸国のみならず、九八年は台湾、また韓国などアジアでも同様の動きがある中で、大変私たちとしても少し焦るぐらいの気持ちがありまして、本当に日本はこういったトータルな支援がどれくらいあるのかと思っております。けれども、政府もそれなりにいろいろと研究はされていたようです。

法務総合研究所の犯罪白書、平成十一年度版は「犯罪被害者と刑事司法」という、きょうはコピーを持ってまいりましたけれども、こういうことで各国の事情について研究をされていたようであります。

また、後ほど内閣官房にも少しお話をしたいと思っておりますけれども、平成十二年の三月には犯罪被害者対策関係省庁連絡会議の報告書というものが出されております、さらには十二月二十五日、クリスマスときには犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言、こういう取りまとめもなされております。

ところで、引き続きまして警察庁の方にお伺いをしたいと思いますけれども、この被害者対策関係省庁連絡会議でも指摘をされておりますけれども、

も、特に性被害であるとか、あるいはこの報告書ではストーリーだとDVだとかのことが書かれておるわけですが、被害女性対策ということで、大変残念なことに、大変努力されていることは承知はいたしておりますが、それでもいまだに、被害女性の側が実際交番などに行った、あるいは一時的に警察にいたところ、対応について不快感を示されるというケースが時としてあるわけでありまして。もちろん、女性警察官がたくさんいればそれでいいというわけではなくて、ちゃんと対応できる方がそこにいるということが大事なんだと思います。

ただ、女性警察官志望者もそんなに、要するに母数の問題もありますから、ふやせ、ふやせと言っても、全体の警官の人員配置の問題もありまして、また受験生がそうそうふえている、増加傾向にあるというわけでもない中で、なかなか難しいことかとは思いますが、一方で、こういう対策のためにということですので、少なくとも、比率の面で、比率だけでいうと女性警察官、大変少のうございまして、その部分を上げるというような取り組みがあってもいいのかな。

いろいろ施策を講じること、これがこの法案の前身で要請をされておりますので、そういった取り組みをやっていたかと思うわけですが、この点について、特に警察官だけの話ではないかもしません。女性の被害者に対してのバックアップ体制について、今後もしっかり取り組んでいきたいと思います、そのことに対して御所見があればお述べいただきたいと思っております。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

性犯罪は、羞恥心から被害者が被害申告をためらい、事案が潜在化する傾向がある一方、人権侵害の度合いが極めて高い重大な犯罪であると認識しております。したがって、警察として積極的に被害申告を促し、被疑者を検挙するためにも、可能な限り被害者に精神的負担をかけることなく、その心情に配慮した施策を推進することが必要であるというふうに考えております。

このため、警察としましては、性犯罪の担当係に専門の女性警察官を配置し、女性警察官による事情聴取等被害者の心情に配慮した捜査活動を実施しますとか、性犯罪被害相談窓口の開設をいたしまして、そこに、被害者心理に精通した女性警察職員によるカウンセリングの実施でありますとか、警察と産婦人科医のネットワークの構築とかといったような対策を今推進しているところでございます。

御指摘のように、被害女性の精神的負担を軽減するためには、被害者の心情に精通した女性警察官等の女性職員がこれに当たることが極めて重要であると認識しております。今後、性犯罪の被害者の方に適切に対応できる女性警察官等の職員の育成、そしてまた、必要に応じてその増配置を図る等の施策を引き続き積極的に推進してまいりたいと考えております。

○山花委員 質的な充実というためには、まず母数もある程度確保しないといけないと思っております。その点はしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

また、今、性被害というふうなことにしている御説明がございました。警察も最近いろいろやらなければいけないことがあって大変なんだと思っておりますけれども、DVだとかストーリーの関係でいいますと、必ずしも性被害の範疇に入らないケースもございまして、こういった点にも御留意をいたいただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

続いて、厚生労働省、お願いをいたしたいと思っております。

今回の法案の中では、保健医療サービス、福祉サービス、安全の確保、雇用の安定などいろいろと入っているわけで、先ほど同僚委員からも質問がございましたので、御答弁もあつたものと承知はいたしておりますが、これまでの取り組み及び今後の取り組みということで、そういった形で聞こえかなと思っていたんですけれども、もう一歩ちよっと踏み込みまして、つまりは、特に医療の

ケースで申し上げますと、犯罪の特に被害者の方で、財産犯はいいとは言いませんけれども、財産犯に比較して身体犯等に関して申し上げますと、肉体的な、つまりフィジカルな点での医療というだけじゃなくて、その後、特にメンタルな面というのと、重篤なケースだと何年もやはりケアが必要になったりとか、こういうケースがあるわけでありまして。

こういった点について、やはり総合的な調査研究であるとか、あるいはそれに対する支援という取り組みというものを、ぜひ、今後この法律が成立した際には、これを契機にやっていただきたい、このように思う次第でございます。この点について所信をお述べいただきたいと思っております。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のございましたメンタル面のケアでございますけれども、特に、犯罪被害者の方がいわゆるPTSD障害を受けられるということで、この点につきましましては、やはり長期間の療養期間を要するものとして非常に注目されておりました、専門家による専門的なケアが非常に重要な課題になっているというふうに考えているところでございます。

私ども、PTSDの専門家の養成研修を行いまして、この成果を生かして、保健所でございましてとか精神保健福祉センターでの相談支援をやつてまいりたいと考えておりますので、そういう面での養成研修、あるいは相談援助の強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山花委員 次に、内閣官房にお伺いしたいと思います。

先ほど、犯罪被害者対策関係省庁連絡会議のことについて少しこちらから御紹介を申し上げてしまいましたが、百五十一国会のときに、当時安倍内閣官房副長官から御答弁をいただきました、ところ、同連絡会議の場を中心に、関係省庁相互の連絡を緊密にしながら積極的に犯罪被害者対

策を推進していきたい。こういった答弁をいたしたいんですけれども、この後、こういった形で取り組みがなされていったんでしょうか。

○鈴木政府参考人 犯罪被害者対策関係省庁連絡会議の活動状況についてお尋ねでございます。

当会議につきましては、被害者対策に係る問題について関係省庁の密接な連携を確保し、政府として必要な対策を検討するため、平成十一年十一月に内閣に設置されたものでございます。その後、御指摘がございましたとおり、平成十二年三月に、当面の被害者対策について取りまとめました。

以後適宜、連絡会議及びその下に設置された幹事会を開催しております。犯罪被害者対策等のフォローアップ、あるいは各省庁における犯罪被害者対策の実施状況を相互に確認し、対策の推進を図ってきたところでございます。

○山花委員 まあ、そういうことなんでありまして、いろいろなところの中で提言のようなくともされておりますし、各省庁の取り組みなどの報告もございします。

また、これはどこが所管されていたんでしょうか、犯罪被害者支援に関する検討会という冊子が平成十二年十二月二十五日に出ておまして、宮沢浩一先生を座長といたします委員の方から大変いい提言が出されております。ただ、まだまだちょっとそこまでたどり着いていないのかなとお見受けするようなものも残念ながらあるというのが実態であります。

そこで、一つは、各省庁でいろいろそれなりに取り組みをされているということは理解できないではないのですけれども、やはり、かつてこの法案を策定しようというときに、どこが所管をするのだということが立法作業のときに非常に議論になりました。

ただ、先ほど御紹介をいたしました国連犯罪被害者宣言であるとか、特に国連犯罪被害者宣言の十四項、十五項、十六項、十七項あたりですと、例えば十四項「被害者は、政府・ボランティア・

コミュニティに基礎をおく機関、および地域固有の機関などから、物質的、医療的、精神的、社会的に必要な援助を受けることができる。」十五項「被害者には、医療サービスや社会福祉サービス、その他の関連援助について知らせ、すぐに利用できるようにしておかなければならない。」警察、司法、健康、社会サービス、その他の関係担当者、被害者のニーズに適切に対応し、適切な援助を迅速に行なうためのガイドラインについて、トレーニングを受けなければならない。これが十六項です。

こういうふうに、やはりどの役所が仕切るといような中身ではありませんで、いわば、法務省が関係するケースもあるし、警察が関係するケースもあるし、厚生労働省が関係するケースもあるし、本日お越しいただいておりますけれども、文部科学省が関係するケースもあるでしょうし、自治体は中央の権限の割り方と違いますが、場合によっては総務省から指示を出していたかなければいけないようなケースもあるのかもしれない。こういう中で、やはり所管は内閣府にすべきだろうというのがその法案を議論したときの検討の結果で、今回もそれを踏まえた形で委員長からの御提案という形になっているわけであります。

つまり、個々の、大変いろいろな役所の方に来ていただいて、縦割りの弊害なんという言葉を使うのは失礼に当たるかもしれませんが、どうしてもやはり被害者サイドから見ると、縦割りの弊害のようなものが目につくところでございます。そして、そういった認識があった上で、犯罪被害者対策審議会というのを内閣府に設置するというような立て方になっているわけであります。

十三年三月には、内閣府大臣官房政府広報室編というところで、月刊世論調査も犯罪被害者についての調査をされて、こういったものを公にされているようでありますけれども、こういった調査活動だけではなくて、当時、その法案の策定するときにも、ちょうど中央省庁の再編のころに作成をし

たものですから、そのころは政治主導であるとかあるいは内閣府主導ということが非常に強く言われていて、内閣府がリーダーシップを発揮するんだというふうな議論があった中で、こういう立て方になっているのだということは、一応、今回の委員長から提案されたそのものではありませんけれども、この法案に関連する法律を策定した立場の者として、そのことは申し上げた上で、内閣府は今後しっかりとそういった観点から取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

この点について一言内閣府からいただきたいと思っております。

○永谷政府参考人 安全で安心して暮らせる社会を実現していくために、この犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとりまして、各般の取り組みを総合的かつ計画的に推進していくというのが極めて重要なことであるというふうに認識しております。この法案が成立しました後でありますけれども、私も、私も内閣府としましては、この法案の中心業務でございします犯罪被害者等施策推進会議を設置するということが、その会議での審議に基づきまして、犯罪被害者等基本計画を作成するということが、非常に、大変重い役割を担うことになっております。そういう中で、先ほど来先生おっしゃっていますような施策の一体性みたいな部分を極力、その要請にこたえられるような形で配慮していければというふうに思っております。

私も内閣府でありますけれども、これまでいろいろな施策の総合調整事務というのをやっております。やってきてはいるんですけども、実はこの犯罪被害者対策ということに関して申し上げれば、初めてタツチする業務であります。いわばゼロからのスタートになるわけでございます。そういう意味でも、これから先、関係省庁の協力を得ながら、体制の整備を初め、施行に向けていろいろな準備を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ先生方におかれましては、御支援いただければというふうに思っております。

あります。

○山花委員 今回、この手のケースは初めてだということなんだけれども、その他の点でも内閣府にもうちょっとリーダーシップをとっていたければと思うケースもいろいろありまして、なかなか関係省庁を束ねて、そして先頭を切るというのは難しいことだと承知はいたしておりますけれども、大変重要なテーマだと思っております。その点はしっかりとやっていただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○松下委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

我が国の犯罪被害者支援というのは諸外国に比べて著しく立ちおくれています。犯罪被害者支援を法的にきちんと確立するというこの基本法の制定が被害者団体などから強く求められてきました。

そこで、基本理念を初め、基本施策を規定し、施策を総合的に推進し、犯罪被害者の権利利益を図る犯罪被害者基本法の制定というのは、これは犯罪被害者施策の一步前進であり、意義あるものであります。

しかし同時に、基本法という、枠組み法という性格のものでありますから、その効果や実効性というものは、今後の具体的施策にかかっています。

私は、これを契機に、犯罪被害者の施策は大きく改善されることを期待し、行政府の基本法のつとめた施策が前進するように、立法府に身を置く者として、これからもフォローしていきたい、その努力をしたいと思っております。

そうした立場から、若干質問したいと思うんですが、犯罪被害者は、加害者からの被害、それに続く、被害者の方たちは捜査段階とかあるいは司法、マスコミ、地域など、いろいろなところから第二、第三の被害が生まれております。精神的に、あるいは経済的な被害を含めて、深く傷つい

てきておられます。

そこで、法案の基本理念では、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と被害者の権利を明記しているわけですが、この権利規定というのは、国際人権宣言の権利規定や被害者団体などが提起する権利規定と比べると十分さはありますが、何らの権利規定もない現行の被害者施策から見れば、これは改善であります。この被害者の権利規定がこれからの犯罪被害者施策のすべての根底に流れるというものになっていきます。

現行の被害者の施策の一つである犯罪被害者給付金支給法ですね、この考え方というのは、社会の連帯、共助の精神という、こういういわばお見舞いの考え方に立った制度でやってきましたが、犯給法は、給付水準が低いということや対象範囲が狭いということ、犯罪被害者の皆さんの要望にこたえるには一層の拡充が必要だというのが実態です。

本法案の基本施策の中でも、犯給法の充実が規定されておりますが、そこで警察庁の方に伺っておきます。

被害者の権利を保障するという立場から、犯給法を充実する、見直しを進めることが必要だというふうに思うんですが、どのように取り組んでいかれるかを簡潔にお答えいただきたいと思えます。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

警察は、犯罪被害者に最も早い段階から、かつ、密接に接するという機関でございます。したがって、そういう立場から、これまでも被害者支援のための施策に組織的、総合的に取り組んできましたところがございます。

御指摘の犯罪被害者等給付金の支給法でございますけれども、平成十三年に改正をされまして、重傷病給付金の創設、障害給付金の支給対象の拡大、また被害者に対する警察の支援といったような規定が設けられまして、その充実が図られたと

ところでございます。そして、今回の犯罪被害者等基本法におきまして、御指摘のように、給付金の支給の充実を含めた、さまざまな基本的施策が規定されることとなったものと承知をいたしております。

警察としましては、この基本法が制定された際には、その御趣旨を踏まえて、なお一層の被害者の救済に資するため、関係機関等とも連携、協調しながら、犯罪被害者等に係る施策の見直し、充実を図ってまいりたいと考えております。

○吉井委員 また、この法案は、国が行う基本的施策を十三項目に規定していますが、今の給付金の支給に係る制度の充実、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、民間団体に対する援助などがあります。

このように、施策のほとんどを見てみると、これは財政措置に皆つながってくるわけですね。財政当局は、この法律案の犯罪被害者の権利の保障という趣旨を踏まえて、やはりきちっと財政措置をとっていくということが必要でもあり、また財政措置をとるようになされると思うんですが、まず、このことを確認しておきたいと思うんです。

○松元政府参考人 財政当局といたしましての犯罪被害者のための施策についての御質問でございます。

この犯罪被害者等のための施策につきまして、は、基本案を踏まえた具体的な手続や内容の検討が今後行われることになるというふうに承知いたしております。財政当局といたしましては、具体的な手続や内容が明らかにされておりません現時点におきましては、何とも申し上げられないというところを御理解いただきたいと存じます。

○吉井委員 九条関係で財政措置は触れているわけですよ。だから、具体的にこれにこう金をつけますという話じゃないんです。財政措置をきちんとして、この枠組みが本当に生かされるように取り組んでいくんですね、そのことだけ確認しておるんです。

○松元政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しで恐縮でございますが、現時点で具体的なお話としては何も申し上げられないということと御理解いただきたいと存じますが、一般論として申し上げますと、財政当局といたしましては、法律が成立いたしましたら、当該法律の趣旨や基本理念も踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。

○吉井委員 これは、国会の方が今から法律をつくるわけですね。この九条関係、よく読んでいらっしゃると思うんですね。「この法律の目的を達するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」国会はこれを法律で定めようとしているときに、何とも頼りないお答えなんです。

基本法ですから、枠組みをつくって臨むわけですから、具体的なものを今問うているんじゃないんです。こういうものを、きちっと法律に基づいて財政措置をとるんですねということを聞いているんだから、当たり前のことだと思っんです。きちっと答えておいてもらいたい。

○松元政府参考人 お答え申し上げます。

法案の趣旨に従いまして、関係諸方面と御相談の上、適切に対処してまいりたいと考えております。

○吉井委員 立法者の意思を体して対処するのは当たり前なんです。法律にきちっと私たちは明記するわけですから、この立場で予算措置をきちんとしてとらえていくのが当たり前のことなんです。

第三章の内閣府に設ける推進会議の十人の委員に、被害者代表、民間支援者、弁護士、専門家などを入れるとともに、確実に犯罪被害者の意見を施策に反映し、施策策定の透明性を確保する制度を確立する、こういうことが大事になります。

このことを、これは、この法律がつくられたときにその立場で臨んでいくことを政府の側に強く求めて、発言を終わりたいと思います。

○松下委員長 これにて発言は終わりました。お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松下委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案提出の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十四日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四分散会

犯罪被害者等基本法案

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的

責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障さ

れる権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を適切に受けることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者

等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求につ

いてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれていた環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれていた状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必

要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以上をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることのできる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組

織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「確保」の下に、「犯罪被害者等の権利利益の保護」を加え、同条第三項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十六の二 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第 号)第八條第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

消費者政策会議

消費者基本法

犯罪被害者等施策推進会議

犯罪被害者等基本法

消費者政策会議

消費者基本法

理由

犯罪被害者等が置かれている現状にかんがみ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を

に改める。

平成十六年十一月二十九日印刷

平成十六年十一月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A